

ご注意ください

多数の者の集合する催しには 防火対策が必要です

平成25年8月15日に京都府福知山市において死者3名負傷者56名の花火大会火災が発生した後、明石市火災予防条例を改正しました。地域の祭りや盆踊りを始めとするイベントなど多数の者の集合する催しには、次のとおり防火対策が義務化されましたので、ご注意ください。

多数の者の集合する催しにおいて、
コンロ・ストーブ・ホットプレート・携帯発電機など
火気器具を使用する場合

① 消火器の準備が義務化

火気器具を取り扱う者（主催者がまとめて準備することも可）が準備しなければなりません。

火気器具ごとに1本必要ですが、1つのブース・店構え内で複数の火気器具を使用する場合は、1ブース・店構えごとに準備しても構いません。



② 露店等を開設する場合、消防局予防課への届出が義務化

露店等を開設する者または主催者等が届出を消防局予防課へ提出しなければなりません。

露店等の開設場所、消火器の位置、火気器具の位置、燃料の位置を示した配置図の添付が必要です。

なお、主催者等がまとめて提出する場合は、露店等の一覧表も添付してください。

多数の者の集合する催しについて

集合する者の範囲が限定されているもの（近親者によるバーベキュー、PTA 役員のみが参加する催し、特定の地域や特定の方々が集まる自治会等が主催する夏祭りの催しなどで、相互に面識のある者が参加する催しや、名簿等で参加者が特定できる催し）は対象外です。

消火器について

消火器は、業務用消火器を準備してください（住宅用消火器は不可です）。

本体容器に、腐食又は破損がなく、安全栓がついているものを準備してください（安全栓の代わりに、ヒモや結束バンドで止めているものは不可です）。

蓄圧式消火器については、指示圧力計値が、緑色範囲内のものを準備してください。

特に大規模な屋外での催しは、 防火担当者の選任と計画の提出が必要です！

特に大規模な屋外での催し（露店等の数が100を超える）で
消防長が「指定催し」と指定した催しの主催者に対し

防火担当者の選任

火災予防上必要な業務に関する計画の提出の義務化（罰則有）

消防長が指定した「指定催し」の主催者は防火担当者を選任し、開催日の
14日前までに火災予防上必要な業務に関する計画を提出させるとともに、
当該計画に基づく業務を行わせることが義務化されました。

これは、複数の者が実質的に共同して主催する催しも対象となります。
なお、計画の未提出者には30万円以下の罰金が科せられます。



指定催しの要件について

露店等の数が100を超えるものです。

主催者が出店を認めるもので、火気器具を使用しないものも数に含みます。

防火担当者について

防火担当者の資格について特段の定めはありませんが、火災予防上必要な
業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の方を選任してください。

なお、指定催しを主催する団体の代表者が自ら防火担当者になることも可
能です。

添付資料について

届出書類は明石市のホームページに掲載しています。

また、計画書には露店等の開設場所、消火器の位置、火気器具の位置、燃
料の位置を示した配置図と露店等の一覧表を添付してください。

明石市 指定催し



検索

（お問い合わせ先）

明石市消防局 予防課

☎ 078-918-5272

